

## 函館市奨学生選定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市奨学金支給条例第4条の規定による奨学生の選定（以下「選定」という。）にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (選定)

第2条 選定は、世帯の経済状況、学業成績、人物評価等を考慮し、総合的に判断して行うものとする。

2 世帯の経済状況については、申請者の属する世帯の生計に関する資料に基づいて当該世帯の前年の所得を調査および確認を行うものとする。

3 学業成績については、函館市奨学金支給条例施行規則第2条に規定する奨学生推薦書の学業成績欄、学校が発行した学業成績証明書等により判定する。

4 人物評価については、函館市奨学金支給条例施行規則第2条に規定する奨学生推薦書および面接等により判定する。

5 健康状態については、函館市奨学金支給条例施行規則第2条に規定する奨学生推薦書の健康状況欄、健康診断書等により判定する。

### (選定基準)

第3条 申請者の属する世帯の前年の合計所得金額が、300万円以下であること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 学業成績については、高等学校等の1学年および2学年の全履修科目の平均評定が、4.3以上であること。ただし、高等学校等に在学していない者の場合は、個別の状況により判断するものとし、最後に在学した学校が発行した学業成績証明書、高等学校卒業程度認定試験の合格成績証明書その他の申請者の学力を確認できる書類を基に判定するものとする。

3 人物については、学習意欲を持ち、進学目的や進学後の人生設計が明確であり、将来社会に貢献する人物となる見込みがあること。

4 修学に十分堪えうる健康状態であると認められること。

### (その他)

第4条 その他，必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成29年7月25日から適用する。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から適用する。